第5期第9回静岡市行財政改革推進審議会 会議録

- 1 日 時 平成25年9月3日(火)13:30~17:00
- 2 場 所 静岡市役所静岡庁舎本館 第3委員会室
- 3 出席者 【委員】

曾根正弘会長、足羽由美子委員、青山葉子委員、遠藤純子委員、木村幸男委員、高橋節郎委員、高橋正人委員、竹内良昭委員、土屋裕子委員、的場啓一委員

【行 政】

〔検討部会員〕

池谷行政管理部長(部会長)、木村企画部長(副部会長)、望月財政部長(副部会長)、遠藤行政管理課長、大石行政管理課行財政改革推進担当課長、深澤政策法務課長、豊後人事課長、中島企画課長、天野企画課分権交流推進担当課長、川崎財政課長

[外郭団体関係課]

企画課

【外郭団体】

土地開発公社

【事務局】

田中副主幹、窪田副主幹

- 4 傍 聴 者 静岡新聞
- 5 会議次第 次頁「次第」のとおり
- 6 会議内容 3 頁以降に記載

第5期 第9回静岡市行財政改革推進審議会次第

とき	平成25年9月3日(火)
	午後1時30分から
ところ	静岡庁舎本館 第3委員会室

1 開 会

2 議事

【審議事項】

(1) 外郭団体における「市としての公益性の検証」について

ア 土地開発公社、企画課・・・資料1-1・・・資料1-2

(2) 新行財政改革推進大綱策定について

ア 社会経済情勢と本市をとりまく環境の変化 ・・・資料2-1

イ 財政状況と中期見通し ・・・資料2-2

・・・資料2-3

ウ 第 3 次総合計画 ・・・ 資料 2 - 4

エ 現行財政改革推進大綱の取組 ・・・資料2-5

オ 新行財政改革推進大綱 (試案) ・・・資料2-6

カ スケジュール ・・・資料2-8

3 報告事項

(1) 平成24年度実施計画取組実績について ・・・資料3-1

・・・資料3-2

・・・資料2-7

(2) 平成25年度 さいこう静岡!「静岡市事務事業市民評価会議」 ・・・資料4 の結果について

4 閉 会

1 開 会

《開会宣言》

2 議事

(審議事項)

(1) 外郭団体における「市としての公益性の検証」について ア 土地開発公社、企画課

《土地開発公社説明》

《企画課説明》

曽根正弘会長:ただ今の説明に対し、ご意見、ご質問があればお願いしたい。

高橋正人委員:資料1-2の2頁の3(1)土地取得基本ルールの明確化について伺いたい。先行取得している土地の大部分が都市計画関係、都市基盤整備関係と伺った。公社の先行取得だと3つ目の丸のとおり、代替地及び残地の取得は、おそらく住民訴訟の関係でできないと思うが、土地収用のやり方は、想定されていないのか。おそらく土地収用でも、公社の用地買収のやり方でも、価格はほとんど変わらない。収用でも、任意買収がほとんどで、その場合の価格はほとんど決まっているので、先行取得のやり方との違いと、先行取得のメリットを教えてもらいたい。

企画課:収用法の関係については、税法上のことか。

- 高橋正人委員:都市計画上、土地収用法の収用で任意買収ができるかどうか。できるのであれば、この先行取得との違いを教えてもらいたい。
- 土地開発公社:公社が地権者と交渉して買収しているものについては、全て任意買収となる。市では、 去年か、おととしに1件、収用法の関係があったかと思う。そこまで行く前に、地権者と売り買い の話がついて、公社で買収することになる。収用法までいくのは、売ってくれない方であるので、 手間も時間もかかる。
- 高橋正人委員:任意買収で解決するが、そのときに収用法であれば、代替地や残地についても規定されているので、地権者にもメリットがある。残された土地を持っていても意味がないケースだと、 先行取得方式では残地の取得ができないが、土地収用の場合はできるので、地権者としては土地収用の任意買収にしてもらった方が手間にならないということにならないか。
- 土地開発公社:地権者がそのように判断すれば、判を押してもらえないので、収用法の適用になるか と思う。
- 高橋正人委員:公社では、土地収用法の適用はないのか。任意買収のとき、残地の交渉があるので取得ができないということにならないか。土地収用法が適用できるケースでは、むしろその方法で買収したほうが残地の問題など、早く解決するのではないか。事業の進め方としては、公有地の拡大の推進に関する法律よりも、土地収用法の方がトラブルにならないのではないか。
- 土地開発公社:公社では、この条件でかまわないという地権者から買うので、土地収用で争うようなケースはない。
- 高橋正人委員:公社では、残地や代替地は取得しない方針で進めているのではないか。判例でできないといわれているので。そのため、どうしても残地などの問題が生じてくると思うが、それで用地取得が進まないのであれば、土地収用法の任意買収の方が進むのではないかと思う。

- 企画課:ここには、市が残地や代替地を買わないという方針を書いている。
- 高橋正人委員:交渉がまとまらず、道路など一部の土地が取得できなくて工事が進まないということはないか。
- 土地開発公社: 残地については買い取りではなく、残地補償という形で対応している。通常の用地取得の基準で行っている。取得の代わりに、残った土地の形状などで価値の低下する分については、 基準により算定して補償している。
- 木村幸男委員:経営健全化については、保有土地の問題と受け取ったが、それ以外にもあるのか。また、経営健全化計画は、平成18年にできているが、それ以前は問題となっていなかったのか。
- 企画課:健全化計画は、総務省の指示により、全国でつくられている。静岡市ではないが、宅地開発などの投資ができていたことから、不良債権が膨らんでしまった団体が多かったことが背景にある。そういう中で、健全化計画をつくり適正化するという流れがあった。静岡市においては、簿価を減らしていく、長期保有土地を減らしていくことが主な問題となっている。
- 木村幸男委員:国からそういう要請があれば、それに従って経営健全化計画をつくるしかないのか。 素人考えではあるが、何が不健全なのか。一般市民としては違和感がある。実態はともかく、つくるしかないのか。
- 企画課: 健全化計画の内容は、標準的なもので、計画期間と方針、各年度に用地をどのように処分していくのかということ、出資があれば出資、更に経営の目標を定めるものとなっている。
- 木村幸男委員: 当たり前のことで、「健全化」に違和感を覚える。
- 青山葉子委員:土地開発公社については、多くの自治体で解散の流れにあるが、解散後、保有した土地の扱いはどうなるのか。また、経営悪化や事業の失敗があっても何らかのメリットを見出して解散したと思うが、もし静岡市で解散した場合にメリットがあるとすればどのようなものか。
- 企画課:解散の方法は2種類ある。計画的に保有土地を無くして解散する場合はきれいに終わる。膨大な土地を保有していて解散する場合は、平成25年度までの第三セクター等改革推進債という国が用意した制度を使う。そのため、25年度までに解散するところがいくつかある。言い方は悪いが、住宅ローンの借り換えのようなもので、公社はなくなるが、市が代わりにローンを負うことになる。この利率は決して低くはなく、今公社が低金利で運用しているものよりも、よほど高いため、利率の高いローンに借り替えて解散することになる。
- 足羽由美子委員:資料1-1の7頁を見ると、静岡市は面積が2番目に小さく、簿価も低く、利息も低いとある。以前から適当な大きさの土地をかなり早いうちに安い価格で購入しているというふうに見えるが、そういう認識で良いか。解散した横浜市や浜松市を見ると、何が解散の要因か、どういう土地を持っていると解散に踏み切るのか、教えてもらいたい。それから見て、静岡市は存続することが有利なのか伺いたい。
- 土地開発公社:横浜市や浜松市は、「みなとみらい」や「アクトシティ」などの造成事業を行ってきたが、静岡市はそういったことを行ってこなかったところによる。金額が大きいのは、公社がそういった土地の販売を行ってきたことによるものと思われる。
- 足羽由美子委員:浜松市は、簿価は一番低いが、どのような理由で解散するのか。
- 土地開発公社:他市のことで憚れるが、旧天竜市などで大規模な造成を行ったが、売れなく金利が膨らんで、合併後に三セク債を使ってやめていく判断をしたと聞いている。
- 高橋節郎委員:確認だが、解散がいいのか、現状のままがいいのか、どういう判断で決めるのか。都市計画道路の整備率が75%にとどまっているが、これは少ないのか。解散するような都市は、もっ

と整備率が高いのか。また、三セク債で借り換えるということは、金利が高くなるので市全体でみれば財政悪化なので、解散は必ずしも良くないという理解で良いのか。

企画課:静岡市がずっと解散をしないということではなく、5年ごとに考えている。今、第2次計画の途中であるため、平成27年度にもう一度、都市計画道路の整備率や利率を基に考える必要がある。今は、計画的に保有土地を減らしながら、現状の計画を、できればそれを上回りながら進めていきたいと考えている。解散した都市は、公社がなくてもやっていけると判断した都市とこれまでの事業の金利負担が大きく、借り替えてでも事業を清算したほうが良いと判断した都市と2種類あると思うが、静岡市は、現時点においてはこのまま健全化計画を実施しながら公社による都市整備をバランスを取って進めていくことが良いと判断している。また、次のタイミングでどうするのかを考えていく。

足羽由美子委員:以前からの保有土地の経過を伺ったが、資料1-1の4頁の保有土地の面積は平成19年度から減ってきている。一方、貸付の収益を見ると19年度から20年度で900万円ほど増加し、21年度、22年度と横ばいで、23年度、24年度と下がっている。平成19年度以降の土地の保有面積と収益率について知りたい。

土地開発公社:4頁の下のグラフの大きな変化は、単価の低い公園用地の買戻しがあって、金額はさほどでもないが面積が大きく減ったことによる。5頁の貸付については、駐車場以外は資材置き場などの一時的な貸付であり、単年度のなかで貸付できるかどうかを判断しているため、年度で差が生じてくる。駐車場については、有料で複数年度貸すことができる土地のみを貸し付けているため、平成20年度と比べると貸付できる土地が減少したことにより、収益が減っている。このようなことから4頁の棒グラフとは、なかなかリンクしない。

足羽由美子委員:そうすると、収益力は上がってきているのか。

土地開発公社:面積は19年度、20年度と下がってきている中で、貸付が20年度から増えているのは、 公社で20、21、22年度の3か年、東静岡の駅前で月極め駐車場を運営したことによるもの。その後、 事業の関係で、その土地は引き上げ別の土地と交換したため、また収益は落ちている。

足羽由美子委員:その特殊な3年間以外は、収益力は保持していると考えて良いのか。

土地開発公社:ほぼ変わりない。

的場啓一委員:平成24年度の決算書を見ると、販売費及び一般管理費という部分に人件費として報酬、 手当と法定福利費があるが、この報酬の決算額が役員報酬と役員期末手当で930万円計上されてい る。この役員報酬は、どなたのものか。

土地開発公社:資料1-1の2頁にある常勤の理事長と副理事長、公認会計士にお願いしている監事 1名の報酬となっている。

的場啓一委員:単純に3で割ると年間300万円強という計算になるが、それで良いか。

土地開発公社:公認会計士は非常勤で、中間監査や決算などのときのみのため、ほとんどが理事長、副理事長の報酬となる。

的場啓一委員:次に、職員手当とあるが、職員というのは市から派遣の3名の職員の手当ということか。

土地開発公社:そのとおり。

的場啓一委員:ということは、手当は公社から出しているが、本俸は市が出しているということか。

土地開発公社:派遣の協定によって、そういう形となっている。

的場啓一委員:この手当は、主に時間外勤務手当か。

土地開発公社:時間外勤務手当、管理職手当、通勤手当、勤勉手当となっている。

的場啓一委員: 先行取得するときの土地の買収単価は、どのように決定しているのか。地主さんがいくらで売ります、それでは買いますといった具合に決定しているのか、それとも然るべきところで鑑定を取って決めているのか。

土地開発公社:実際は、事業実施課で用地交渉を行う。事業実施課で鑑定士にお願いして、取ったもので用地買収している。

的場啓一委員:そのときは、複数の鑑定士から取って、一番安いところの金額で決定しているのか。 土地開発公社:鑑定は1社だけとなっている。

的場啓一委員:普通、国の補助金などをもらうときは、複数の会社から取って一番安いところという ことになると思うが。

土地開発公社:路線価があり、それを目安としている。

的場啓一委員:土地は良いが、補償費などは鑑定する会社によって大分差が出てくるので、何社か取って、一番安い会社にしてはどうかと思う。また、都市計画道路の話が出ているが、整備率が23年度末で75%となっている。ということは、残りの25%が未整備となっている。その25%のうち、現在、先行取得が済んでいるのはどの程度あるのか。ほとんど済んでいれば問題ないが。

企画課:逆に、5年間分しか先行所得できないので、率は相当低いと思われる。未整備の道路に線が入っており、その精査をしているが、率の中にはそれらも入っている。土地が買えるのは、ここが機能できるというところについて、買って良いということになる。

的場啓一委員:残り25%は、だいたい何年ぐらいでなくなるのか。これは先行取得とは別に、静岡市として事業計画は持っていると思うが、その計画で、あと何年ぐらいかかるのか。都市計画道路というのは、こんなところにもという場所にも線が入っているので、わからないという答えかもしれないが、難しいところはあきらめて、本当に必要な土地を重点的に先行取得して事業化してはどうか。都市計画審議会で決定していることなので、100%はできませんとは言えないと思うが、実際にはほとんど不可能なところもあると思う。最終的に100%までやるのかと言われたときに、できますとは言えないので、整備率だけにとらわれた説明はどうかと思う。それと同じく都市計画事業で、公園用地もかなり保有しているが、都市計画公園の整備率はどの程度となっているのか。

企画課:公園の整備率は、全体で62%となっている。このくらいの場所にこのくらいの公園があるべきであるという都市計画論や都市ごとの一人あたりの公園面積を比較して出しているので、余り高くない状況にある。

的場啓一委員:土地開発公社は、将来的に土地が値上がりするときに非常に有効に機能する。前もって安い間に土地を買っておくことで、多少金利を積んだとしても、将来買うより安い値段で買い戻すことができる。しかし、最近の土地の価格を見ると横ばいもしくは下落しているので、先行取得するよりも、待って買った方が安く買えるということが現実に起こっている。このような時代に、土地開発公社が先行取得するという役割をどのように考えれば良いのか。

企画課: 先行投資すべき路線を決めて事業を進めている。そこを開発することで明らかに生活が改善するなどメリットがある路線を集中的に整備するという方針で進めている。そういう路線をスムーズに、早く事業化していくためには、5年ルールなどを使いながら、着実に見える形で、土地を買うスピードではなく事業を進めるスピードを考えた先行取得が、まだまだ必要だと考えている。

曽根正弘会長:予定している土地に新たにビルなどが建たないようにということもあるのではないか。 的場啓一委員:そういうこともあるかもしれないが、今、話題となっている都市計画決定されている 土地の場合は、勝手に建物を建てることはできない。本質的な問題として、今の時代に土地開発公社に何の役割を持ってもらって、何をしてもらうのかということは、議論する必要があるのではないか。三セク債を発行して、金利がかさんでも解散していこうという市もある。どうしてそのようなことをしているのかというと、土地開発公社の持っている土地はそのまま残っていると事業化ができないまま、塩漬けとなり永久に残ってしまう可能性がある。土地開発公社の土地は、勝手に売却もできないので、売却するためには市が買い戻さなくてはならない。逆に言えば、そのままでは値段が下がるのであれば、買い戻して値段の高いうちに売却して現金に変えてしまうという考えも成り立つ。土地開発公社をどのように機能させて、静岡市としてどのような役割を持たせるのかということは、市民が納得できる説明をする必要があるのではないかと思う。なお、決算書の最後に代替地の明細表があるが、代替地は保有できないことから、この内容について教えてもらいたい。

土地開発公社: 先ほど説明したルールができる前から保有している土地を指している。

曽根正弘会長:時間の制約もあるため、公益性の判断をいただきたい。

青山葉子委員:市民として余り馴染みのない事業ではあるが、保有土地が少なく経営に対して問題がない今だからこそ、3分の2以上の政令指定都市が廃止に向かっているという状況を考えると、静岡市もそちらに向かっても良いのではないかと思う。ただ、土地を先行取得することについては、公益性はあるので、一段落ついた時点で廃止に向かってはどうかと思う。

足羽由美子委員:廃止をする、しないの選択は、今はまだできないのではないかと思う。地主の側が 手放すことで潤う場合もある。他では使えない土地も、この計画に入ることで手放して収入を得る など、一市民、一法人として納税している方たちが潤っている部分もある。廃止した場合は、市が 買い取り、市が利息を負担することになるが、そういう方向で良いのか。公益性はあると思うが、 今後の方向性としてどうか、今の段階では判断できない。以前から保有している土地は、いわば在 庫であるので、回転させ減らしていくことが、公社の公益性をより強めるための最も重要な手段で はないか。

遠藤純子委員:経営は健全であり、5年のルールや買い戻しの計画が明確な場合のみの買収であるため、公益性はあると思う。ただ、27年度の経営健全化計画の期間が終了した時点で、もう一度見直すということなので、その時点では検討してもらいたい。

木村幸男委員:公社の存続については、公益性の点で問題はない。ただ、的場委員の指摘するように、 あり方についての問題意識は常に失わず、当面はこのまま存続するのが妥当ではないかと思う。

高橋節郎委員:公社の役割、機能としては公益性があると思う。ただし、実際にやっている内容を見ると、土地の取得、借り入れ、買戻しの意思決定が全て市で行われている。今持っている機能としては公益性があるが、土地開発公社としてやるべきことなのか、もっと別の形態があるのではないかという疑問が若干残る。市の場合は単年度決算のため、使い勝手が悪いということで、別のビークル(媒体)としてこういう組織が必要だということはわかるが、聞いている限りでは、役員が2名、職員が3名で、市から派遣されているということであると、この業務を行うためにこの人数が携わるのは若干非効率かと思う。

的場啓一委員:公社そのものについては、公拡法に基づく法人であり、現在、機能しているということで公益性は問題ないと思うが、運営のやり方については、少し大鉈を振るってもらいたい。特に、長期保有土地についてはできるだけ早く名義を変えて、売却処分できるものは売却してはどうかと思う。

土屋裕子委員:公社に公益性はあると思う。ただ、資料を見て、話を伺っても分からないことが多く、

市民から遠い事業と感じる。もう少し、市民に分かりやすい事業の展開をしてもらった方が、市民の納得を得られるような事業、都市になるのではないか。この先も見直しを行うということなので、検討をお願いしたい。

竹内良昭委員:公益性自体は問題ないと思う。問題なのは、古い土地、残っている土地。資料を見ると金額は毎年同じような額を買っていて面積に伸びがないということは、新しい土地を買って事業化して処分しているのか、古い土地を処分しているのか分からないが、新しい土地を古くさせないこと、もう一つは、古い土地を有効利用していくことが重要と思う。ただし、金利の面では公社としては金利が膨らんで借金が膨らんでいく、市から見るとその面でも償還金額が増えてくる。金利負担と事業化を見ながら、古い土地の処分をどうするか考えていかないといけない。

高橋正人委員:公益性に関しては、市のいろいろな部局に関わることでもあり、問題ないと判断している。先ほどの土地取得等検討委員会であるが、土地開発公社については、住民訴訟や情報公開請求などで矢面に立つ、関係してくるケースが多いので、検討委員会に外部の目を入れてはどうかと思う。

曽根正弘会長:大方の意見として、土地開発公社の公益性については、問題ないということであった。 ただし、運営については改善すべき点があるということ、保有土地を有効に活用し、あるいは早め に処分する努力を行うべきという意見があった。公社の機能については当面問題ないが、他市では 廃止するところも出てきているので、それらを参考にしながら、将来に向けて検討いただきたい。 在庫が一掃されれば健全なのか、運営の仕方に健全性が求められているのかという部分はあるが、 公益性を発揮し、機能していただきたい。市民にわかりにくいという委員もあり、透明性も必要だ が、あまり透明にもできないこともある。できるだけ無駄を省き、有効に活用し、市のこれからの 計画に活かされるため、機能を補完するということであるので、平成27年度が一つの期限であるが、 見直しながら、公社とともに市も考えながら、よりよい方向を考えていく必要がある。公益性につ いては、当面はあるということで意見をまとめさせていただく。

2 議事

(審議事項)

- (2) 新行財政改革推進大綱策定について
 - ア 社会経済情勢と本市をとりまく環境の変化
 - イ 財政状況と中期見通し
 - ウ 第3次総合計画
 - エ 現行財政改革推進大綱の取組
 - 才 新行財政改革推進大綱 (試案)
 - カ スケジュール
- 3 報告事項
- (1) 平成24年度実施計画取組実績について

曽根正弘会長:次に、新行財政改革推進大綱の策定についての審議に移る。最初に、財政状況、総合 計画のほか、今後の審議のたたき台として事務局が用意した新大綱の試案などについて、それぞれ の所管課より、説明をいただいた後、質疑応答、新大綱試案についての意見交換を行う。それでは、 説明を願う。

《行政管理課説明》

《財政課説明》

《企画課説明》

《事務局説明》

曽根正弘会長: それでは、ただ今の説明に対し、ご質問等があればお願いしたい。

的場啓一委員:先ほどの3次総の説明を聞き、「地域経営」がキーワードになっていると感じた。総合 計画に市民参画を取り入れる、市民との協働が言われているなかで、「地域経営」は新大綱の3つ の柱の1つにもなっているため、審議会の中で概念、理念、考え方を、共通意識として持っておく 必要がある。市としての「地域経営」の考え方を説明願いたい。

企画課:自治基本条例の中にもあるが、例えばある問題が生じたときに、全て公共が行うのではなく、 市の役割と住民の役割を整理して、公共も解決策を出し、住民には自分たちでできることを自分た ちで行ってもらう場合もあるという考え方になる。少し飛躍するが、昔、道普請というものがあっ たが、この普請の考え方に近い。公共が行うべき役割と市民や民間に担ってもらう役割を含めた形 で、問題解決を図っていくという考え方になる。

木村幸男委員:関連だが、基本方針の一つに「地域経営」があるが、少し違和感がある。中身を見ると、市民参画の要素が強い。「地域経営」という言葉だけを見ると、市民参画というより、行政が行うことというイメージが強い。もっと、行政と市民が協働するというイメージにつながる言葉にしてはどうか。

曽根正弘会長:言葉の意味合いからすると、そうかもしれない。現大綱は、市民の参加、官民連携が 前面に出てきているところが特徴となっている。時代を反映して、そういう考えが強まっていると 思う。先日、県が行った「新しい公共」というシンポジウムでも、NPOなどを含む市民の参加を 行政に活用するということがこれからのあり方と言われていた。

足羽由美子委員:大綱の全体像は把握できた。今回、「財政運営」の改革の方向の1つとして、アセットマネジメントについて詳しい説明や資料があったが、「地域経営」や「行政運営」でも、同じように詳しい資料が提供されるのか。

事務局: これから一つずつ、先ほどのカテゴリーごとに進めていく。次回は、「行政運営」について行 うが、必要な資料は事前に提供していくので、現状を踏まえた上で、審議していただくことになる。 アセットマネジメントについては、今までも一部取組はあったが、あまり前面に出ていなかったた め、今回、特に資料を提供させていただいた。

足羽由美子委員:今は、現大綱が進行中であるが、新しい大綱を作っていく中で、「これが新大綱の売りである」というようなものも、資料として用意されるのか。

事務局:何を売りとするのかについては、これからの審議のなかで、「どういったことをしていくべきか」、「どうあるべきか」については議論していただきたい。行政側から、今、こういったことを考えているということは示すことができると思う。

木村幸男委員: 2次総の中に「社会の多様性への認識の高まり」という部分があり、ここにソーシャル・インクルージョンという考え方が出てくる。2010年当時は進んでいると思ったが、市民に浸透せずにソーシャル・インクルージョンが浮いている状態でもがいているのが実態ではないか。「考

え方が浸透しつつある」というのは勇み足ではないか。もう一つ、社会の多様性の部分であるが、 男女共同参画もこの一部であると考えられることから、加えるべきではないか。3次総では、資料 2-4の2枚目に「②価値観の転換」があるが、ここで示している1・2次総と3次総の違いは、 間違いではないが、既に5~10年前から言われていることで、2014年に出していくものとしては、 遅いという感じを受ける。なお、先ほど「地域経営」に違和感があるという話をしたが、「市民参 画経営」の方が良いのではないか。

- 高橋正人委員:資料2-6で、「現大綱のまとめと新大綱への考え方」を示しているが、これが新大綱 の基本理念、今9つ上げている大きなテーマにどのように結びつくのか、またどのように3次総に 結びついてくのかということがイメージできると良いと思う。
- 高橋節郎委員:今は、財政状況が厳しいときで、余り明るいものばかり掲げられない。一昔前の行政の役割は「利益の配分」であったが、今は「負担の配分」が大きな役割になってきている。そういう厳しさを広めていくべきと思う。制約条件が多くあるため、優先順位や「選択と集中」という考えを出していくべき。バラ色の3次総、そのための行革大綱と誤解されては困る。
- 遠藤純子委員:今、経済や行政、政治的な状況の推移は伺ったが、個人に焦点を合わせると格差社会が進展していて、個人の経済状況の差が大きくなっている。市民参画したくても、できない人もたくさんいる。国や市だけでなく、個人の状況がどのように変わってきたのかということも加味していただきたいと思う。また、扶助費の増加への対処というのは行政としての視点だが、個人の目線でも考えていってほしい。単に扶助費が増えてしまって困るということではなく、苦しい状態にある人たちを減らしていくことが大事である。そういう視点を持って進めたい。
- 青山葉子委員: 先日参加した市民評価会議の中でも感じたが、財源が限られているなかでは、いかに 上手に財源を使っていくのかを考える必要があり、優先順位を付けることが大切となる。先ほど説 明のあった現大綱の実施計画の実績報告では、概ね順調に推移している事業が多い中で、中止した 事業が8事業あった。中止の理由は分からないが、ただ漫然と事業を進めるのではなく、場合によ っては、事業を中止するなど、市民の利益の増加よりも、先に負担を減らすことを考えていくべき と思う。
- 竹内良昭委員: 先ほど、「地域経営」などの名称の話が出たが、文言や言葉だけにとらわれない方が良いと思う。また、3次総と行革大綱はリンクさせるべきか、切り分けていくのか、3次総と同時に出ていくものなので、整理しなければいけない。
- 土屋裕子委員:資料や説明は分かりやすく、納得できた。ただ、3次総に向けて進んでいくことは良いことだと思うが、限られた財源をどう生かして、より市民生活を豊かにしていくのかを考えていかなければならない。2次総から3次総へより良いものへとステップアップすることを考えがちだが、立ち戻ることも考えていかなければならない。「価値観の転換」など、木村委員からも意見があったが、今は、短期間で状況が変わるので、3~4年の間に何が起こるかわからない。災害や自然環境など、市民の中には不安に思っている人も多い。また、格差の問題もある。策定したからといって、それにとらわれず、柔軟に対応していく必要がある。
- 曽根正弘会長:これからの進め方であるが、今日、全体の説明や意見をいただいたので、次回からは 基本方針ごとに、改革の方向について各委員の考えや意見を述べていただき、議論を進めていきた い。ただ、時代の動きは大変激しいため、一度決めたから動かさないということではなく、柔軟性 を持って変えていくことが必要と思う。

3 報告事項

- (2) 平成25年度 さいこう静岡!「静岡市事務事業市民評価会議」の結果について
- 曽根正弘会長:次に、報告事項の(2)平成25年度 さいこう静岡!「静岡市事務事業市民評価会議」 の結果についての報告に移る。事務局より、報告願いたい。

《事務局報告》

曽根正弘会長:この市民評価会議には、本審議会からも3人の委員が参加しているので、一言ずつ、 コメントをいただきたいと思う。

的場啓一委員:去年もそうだったが、市の事業について、担当されている所管課から熱心に説明いた だいた。今回は、事前に説明会や施設の視察などがあり、より深い議論ができたと思う。

遠藤純子委員:今年は事前の説明会や視察があり、書類だけで評価していた昨年と比べると理解が深まった。また、事前に質問を出すことで、他の委員と質問を共有でき、論点の整理もできて良かったと思う。ただ、全体の評価のバランスを考えると、最後にもう一度評価すると結果が変わることもあるのではないかと思った。評価時間が延びたことは、とても良かった。

青山葉子委員:職員の方々に、事前の多くの質問に丁寧に答えていただいたことで、事業を理解して 評価ができたと思う。ただ、施設や制度の利用者、補助を受けている人たちの意見はわからないま ま評価をするため、申し訳ないという気持ちがあった。

曽根正弘会長:本日の議事は、これで終了となるが、ほかに、事務局から連絡事項があればお願いする。

《事務局 今後の日程について説明》

曽根正弘会長:これを持って、第9回行財政改革推進審議会を終了する。

署名 静岡市行財政改革推進審議会

会長 曽根正弘